

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和六十三年法律第五十三号) 【本則関係】 1
- 中小企業支援法 (昭和三十八年法律第四百七十七号) 【附則第五条関係】 15
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成十三年法律第六十四号) 【附則第六条関係】 16

改正案	現行
<p style="text-align: center;">特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定物質等の製造等の規制（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 特定物質等その他の物質に関する届出（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（第十九条・第二十条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際的に協力して気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質等の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置</p>	<p style="text-align: center;">特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 特定物質の製造等の規制（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 特定物質等に関する届出（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化（第十九条・第二十条）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第六章 罰則（第三十条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もつて人の健康の保護及び生活</p>

等を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質(特定物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。第四項第二号において同じ。)をいう。

3 この法律における特定物質等の種類は、政令で定める。

4 この法律における特定物質等の数量は、特定物質等の量に、次の各号に掲げる特定物質等ごとに当該各号に定める係数を乗じたものとする。

一 特定物質 政令で定めるオゾン破壊係数

二 特定物質代替物質 政令で定める地球温暖化係数

5 前各項の政令は、議定書の規定に即して定めるものとする。

(基本的事項等の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質等の種類ごとの生産量及び消費量(議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。)の基準限度

二・三 (略)

環境の保全に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。

(新設)

2 この法律における特定物質の種類は、政令で定める。

3 この法律における特定物質の数量は、特定物質の量に政令で定めるオゾン破壊係数を乗じたものとする。

(新設)

(新設)

4 前三項の政令は、議定書の規定に即して定めるものとする。

(基本的事項等の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質の種類ごとの生産量及び消費量(議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。)の基準限度

二 オゾン層の保護の意義に関する知識の普及その他のオゾン

2 経済産業大臣は、特定物質等について、その種類及び次条第一項の規制年度ごとに、その生産量及び消費量その他経済産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

第二章 特定物質等の製造等の規制

(製造数量の許可)

第四条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質等の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

- 一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。
 - 二 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。
 - 三 第十三条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。
 - 四 政令で定める一定数量以下の特定物質等を製造するとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業大臣が告示する

層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

2 経済産業大臣は、特定物質等について、その種類及び次条第一項の規制年度ごとに、その生産量及び消費量その他経済産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

第二章 特定物質の製造等の規制

(製造数量の許可)

第四条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

- 一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。
 - 二 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。
 - 三 第十三条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。
 - 四 政令で定める一定数量以下の特定物質等を製造するとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業大臣が告示する

期間内に、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 その製造に係る特定物質等のうち当該規制年度において輸出されることが見込まれるものの数量(第八条第二項において「輸出予定数量」という。)及びその仕向地

六 (略)

3 第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質等を製造しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、製造数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

(輸出用製造数量の指定)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による指定があつたときは、その指定に係る者は、輸出用製造数量に係る特定物質等の製造においては、その製造に係る数量がその製造の時に於ける確定輸出数量(その製

期間内に、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

三 製造及び貯蔵の場所

四 製造設備の構造及び能力

五 その製造に係る特定物質のうち当該規制年度において輸出されることが見込まれるものの数量(第八条第二項において「輸出予定数量」という。)及びその仕向地

六 その他経済産業省令で定める事項

3 第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質を製造しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、製造数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

(輸出用製造数量の指定)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

2 前項の規定による輸出用製造数量の指定は、仕向地を定めて行う。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定に係る者の申請に基づき、その指定を変更することができる。

4 第一項の規定による指定があつたときは、その指定に係る者は、輸出用製造数量に係る特定物質の製造においては、その製造に係る数量がその製造の時に於ける確定輸出数量(その製

造に係る特定物質等（当該指定に係る種類のものに限る。）であつて、経済産業省令で定めるところにより、当該規制年度において同項の指定に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることについての経済産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。）を超えることとならないようにしなければならない。

5 (略)

(特定物質等ごとの製造数量の許可)

第五条の二 経済産業大臣は、議定書の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、第四条第一項の許可のほか特定物質等及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする特定物質等の数量について、許可を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による特定物質等ごとの製造数量の許可を行おうとするときは、その旨を告示するものとする。

3 (略)

(輸入の承認)

第六条 特定物質等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(許可等の基準)

第七条 経済産業大臣は、我が国の特定物質等の種類ごとの生産

に係る特定物質（当該指定に係る種類のものに限る。）であつて、経済産業省令で定めるところにより、当該規制年度において同項の指定に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることについての経済産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。）を超えることとならないようにしなければならない。

5 第三項の申請の手続は、経済産業省令で定める。

(特定物質ごとの製造数量の許可)

第五条の二 経済産業大臣は、議定書の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、第四条第一項の許可のほか特定物質及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする特定物質の数量について、許可を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による特定物質ごとの製造数量の許可を行おうとするときは、その旨を告示するものとする。

3 第四条第二項の規定は、第一項の許可について準用する。

(輸入の承認)

第六条 特定物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(許可等の基準)

第七条 経済産業大臣は、我が国の特定物質の種類ごとの生産量

量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質等の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可、第五条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

(許可製造者の変更の届出等)

第九条 (略)

- 2 許可製造者は、許可に係る規制年度において製造しようとする特定物質等の数量(以下「製造予定数量」という。)が許可製造数量(前条第一項の増加の許可、第十六条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後のもの)を下回る事が確実となつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該製造予定数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(製造数量の確認)

及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可、第五条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

(許可製造者の変更の届出等)

- 第九条 許可製造者は、第四条第二項第一号、第三号又は第四号(第五条の二第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 許可製造者は、許可に係る規制年度において製造しようとする特定物質の数量(以下「製造予定数量」という。)が許可製造数量(前条第一項の増加の許可、第十六条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後のもの)を下回る事が確実となつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該製造予定数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の許可製造数量は、届出に係る製造予定数量に変更されるものとする。

(製造数量の確認)

第十一条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

五 (略)

第十二条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が当該規制年度内に当該特定物質等以外の物質（当該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨

第十一条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行った者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

五 その他経済産業省令で定める事項

第十二条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が当該規制年度内に当該特定物質以外の物質（当該特定物質と当該特定物質以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大

の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

五 (略)

第十三条 政令で定める特定物質等を製造しようとする者は、規制年度ごとに、当該特定物質等が当該規制年度内に政令で定める用途（以下この条において「特定用途」という。）に使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質等を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 原料として使用した者又は使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 原料として使用された数量又は使用されることが確実である数量並びに原料としての使用の場所及び年月日

四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

五 その他経済産業省令で定める事項

第十三条 政令で定める特定物質（以下「指定特定物質」という。）を製造しようとする者は、規制年度ごとに、当該特定物質が当該規制年度内に政令で定める用途（以下「特定用途」という。）に使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

- 三 製造しようとする当該特定物質等の製造及び貯蔵の場所
- 四 (略)

3 第一項の政令で定める特定物質等を製造する者が、その製造に係る当該特定物質等にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するための措置を講じて、これを他の者に引き渡す場合として政令で定める場合にあつては、当該引渡しに係る当該特定物質等の製造は、第四条第一項の規定の適用については、第一項の確認を受けた者がその確認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。

(承継)

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該許可若しくは確認に係る種類の特定物質等の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若しくは確認製造者について相続、合併若しくは分割(当該許可又は確認に係る種類の特定物質等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継する。

2 (略)

の氏名

二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確実にある数量

三 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

四 その他経済産業省令で定める事項

3 指定特定物質を製造する者が、その製造に係る指定特定物質にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するための措置を講じて、これを他の者に引き渡す場合として政令で定める場合にあつては、当該引渡しに係る指定特定物質の製造は、第四条第一項の規定の適用については、第一項の確認を受けた者がその確認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。

(承継)

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該許可若しくは確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若しくは確認製造者について相続、合併若しくは分割(当該許可又は確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を

(許可の取消し等)

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規定による変更若しくは第八条第一項の増加の許可を受けたことが判明したとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造したとき。

三 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段により第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の確認を受けたことが判明したときは、当該確認を取り消し、又は当該確認をした数量を削減することができる。

第三章 特定物質等その他の物質に関する届出

経済産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各号の一に該当するときは、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規定による変更若しくは第八条第一項の増加の許可を受けたとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造したとき。

三 第十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可製造者が、製造予定数量が許可製造数量(第八条第一項の増加の許可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規定による削減があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)を下回ることが確実となつた場合として経済産業省令で定める要件に該当する場合において、第七条に規定する事情を勘案して特に必要があると認めるときは、許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段により第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の確認を受けたときは、当該確認を取り消し、又は当該確認をした数量を削減することができる。

第三章 特定物質等に関する届出

(特定物質等の輸出に関する届出)

第十七条 特定物質等の輸出を行つた者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十八条 前条に定めるもののほか、特定物質等の種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに当たり必要とされる数量その他の議定書において我が国が報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要と認められる範囲内において、政令で、オゾン層を破壊する物質又はオゾン層を破壊する物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものの製造数量、輸出数量又は輸入数量その他の事項の届出に関する必要な規定を設けることができる。

第四章 特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化

(使用事業者の努力)

第十九条 特定物質等(特定物質等以外の物質であつて政令で定めるものを含む。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)を業として使用する者は、その使用に係る特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化(特定物質等に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。)に努めなければならない。

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第二十条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑

(特定物質の輸出に関する届出)

第十七条 特定物質の輸出を行つた者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十八条 前条に定めるもののほか、特定物質の種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに当たり必要とされる数量その他の議定書において我が国が報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要と認められる範囲内において、政令で、オゾン層を破壊する物質の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他の事項の届出に関する必要な規定を設けることができる。

第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

(使用事業者の努力)

第十九条 特定物質(特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。以下この条から第二十三条までにおいて同じ。)を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。)に努めなければならない。

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第二十条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑

な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質等を業として使用する者が特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針（以下「排出抑制・使用合理化指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定物質等を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 5 （略）

（国の援助）
第二十一条 国は、特定物質等に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（観測及び監視）

第二十二条 気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における

な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質等を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針（以下「排出抑制・使用合理化指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定物質等を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 環境大臣は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 経済産業大臣は、第二項の規定による使用の合理化についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第二項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

第五章 雑則

（国の援助）

第二十一条 国は、特定物質に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（観測及び監視）

第二十二条 気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中におけ

特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質（特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。次条において同じ。）によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

（帳簿）

第二十四条 許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係る規制年度の当該許可に係る種類の特定物質等の製造数量及び輸出数量その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 （略）

（立入検査）

第二十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等^{（一）}を無償で収去させることができる。

2・3 （略）

る特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

（帳簿）

第二十四条 許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係る規制年度の当該許可に係る種類の特定物質の製造数量及び輸出数量その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（立入検査）

第二十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質^{（二）}を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 罰則

第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質を製造した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十六条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

改正案	現行
<p>（指定） 第七条（略） 2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。 一～三（略） 四 中小企業者が行うエネルギー、特定物質等（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）<u>第二条第二項に規定する特定物質等をいう。</u>）、包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。</u>）の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業 五（略）</p>	<p>（指定） 第七条（略） 2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。 一～三（略） 四 中小企業者が行うエネルギー、特定物質（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）<u>第一条第一項に規定する特定物質をいう。</u>）、包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。</u>）の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業 五（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>(指針)</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の指針は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>(指針)</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の指針は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>3（略）</p>